

保護者の皆様

本校における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応（6月1日再開版）

1 再開にあたっての基本的な考え方について

当分の間は指導グループ単位の活動を中心に、密閉・密接・密集の3つの状況を可能な限り避けながら、教育活動を行います。

(1) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用）を徹底します。

可能な限りマスクを着用もしくは持参しての登校にご協力ください。
再開後、文部科学省から支給の布マスクも各家庭に配付します。

(2) 教室の換気は学習の始まりと終わりを目安として徹底します。

(3) 児童生徒同士の距離を可能な限り1～2メートル確保します。

(4) 校内の消毒は、児童生徒の手が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）や共用する教材教具を中心に、1日1回以上消毒します。

※トイレの消毒は清掃業者にも行ってもらいます。

2 登下校について

(1) スクールバス内の消毒については委託先のバス会社で行います。

(2) 学校到着後、手指消毒等をした降車担当が児童生徒の降車を支援します。

(3) 降車後は玄関内に児童生徒をとどめず、すみやかに教室へ行くようにします。

(4) 下校時は児童生徒が玄関内でとどまることがないようにします。

(5) 下校バスの学校発車までは窓等を開け、換気に努めます。

(6) 保護者や放課後等デイサービスへの引き渡しは児童生徒が玄関先で待たず、各教室で待機します。

3 健康観察について

(1) 毎日、登校前に必ず児童生徒の検温と家族も含めた健康状態（主に風邪症状に関する）の確認を行い、連絡帳（連絡ノート）へ記入してください。

児童生徒本人のみならず、「同居する家族にも」発熱等の風邪症状がある場合は登校を控えてください。（欠席扱いにはなりません）

(2) 登校後、発熱等の症状が見られた場合は保護者へご連絡し、早退の相談をさせていただきます。できるだけすぐに連絡が付くようご協力をお願いいたします。

4 基礎疾患等をお持ちの児童生徒の登校及び学習活動について

- (1) 主治医等とご相談の上、地域の感染状況を踏まえて登校及び学習活動への参加を保護者に決定いただくことになります。
- (2) 登校についてご不安なことがありましたら、各指導グループ担当へご相談ください。

5 給食について

- (1) 給食の運搬、配膳は基本的に教員が行います。
- (2) 可能な限りおかわりがないように盛りきります。
- (3) 食事は向き合わず可能なかぎり座席間の距離を保ちます。

<給食後の歯磨きについて>

飛沫感染防止の観点から、学校医の助言のもと、内科的疾患等により口腔ケアが必要な児童生徒を除き、当面の間「歯磨きの介助」や「仕上げ磨き」について見合わせることといたしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

6 学習について

- (1) 学年一斉で密集する学習は基本的に行いません。
- (2) 調理学習は当面見合わせ、9月以降で計画します。
- (3) 音楽は、グループに分けて行い、歌唱は原則として9月以降で計画します。
- (4) 体育では、呼吸が荒くなるほどの強い運動は極力控え、児童生徒同士の距離に配慮しながらマスクを外して行いますが、常時マスク着用を希望する場合は指導グループ担当に連絡ノート等でお知らせください。
- (5) 休み時間は原則として他の指導グループ、他学年との接触の機会を可能な限り回避します。
- (6) 昼休みの活動場所を学部単位で割り当て、他学部の児童生徒が接触しないように配慮します。
- (7) 教室移動の際に、複数の学部が重なることがないように、調整を行います。
- (8) 校外での学習は、外部の人との接触頻度や、出先での感染拡大リスクを十分に考慮し、実施を検討します。

7 当面の行事予定について

- (1) 宿泊を伴う行事について当該学部を中心に日程を含め、再検討させていただきます。
- (2) PTA総会につきましては、学校再開後に議案書を配付し、ご意見を募る形での実施とします。
- (3) 2計測は一斉での実施を取りやめ、指導グループごと（4－6名程度）実施します。
- (4) 6月の個別懇談は中止します。詳しくは後日お渡しするプリントをご覧ください。
- (5) 年間行事予定については再検討し、後日改めてお知らせします。

8 保護者の入校にかかわって

- (1) 可能な限り玄関先での対応にご協力をお願いいたします。もし、入校される場合はマスク着用の徹底と、職員玄関に設置しているアルコールでの手指消毒にご協力ください。

9 児童生徒本人や、同居する家族が「感染者」「濃厚接触者」となった場合

- (1) 集団感染予防のため、速やかに学校に情報提供をお願いいたします。
- (2) 学校の対応
 - 児童生徒本人が感染した → 治癒するまでの間「出席停止」
 - 児童生徒本人が濃厚接触者になった → 14日間の「出席停止」
 - 同居する家族が濃厚接触者になった → 保健所等による当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間「出席停止」
- (3) 保護者にご連絡いただく内容
 - 判明期日
 - 現在の健康状態
 - 保健所の指示内容
 - 担当となる保健所

10 問い合わせ先

- 小・中学部職員室 TEL 011-896-1313 (担当：教頭、主幹教諭)
- 高等部職員室 TEL 011-896-1355 (担当：副校長)